

尚美学園大学 自己点検・評価委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、本学学則第2条第3項に基づき、自己点検・評価に必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 自己点検・評価を行うとともに、その結果をもとに教育研究活動等の継続的な改善を推進する（以下「内部質保証」という。）ために、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価項目の策定に関する事項
- (2) 自己点検・評価の実施に関する事項
- (3) 自己点検・評価報告書の作成及び公表に関する事項
- (4) 学校教育法に定める認証評価に関する事項
- (5) その他自己点検・評価に必要な事項
- (6) 内部質保証の方針及び手続の策定に関する事項
- (7) 内部質保証の実施に関する事項
- (8) その他内部質保証に必要な事項

(構 成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 学科長
- (5) 専攻長
- (6) 教務部長
- (7) 学生部長
- (8) キャリア・就職部長
- (9) 情報部長
- (10) メディアセンター長
- (11) 国際交流センター長
- (12) 教職・資格課程センター長
- (13) 総合芸術センター長
- (14) 各学部長より推薦された教授各2名以内
- (15) 事務局長

- 2 委員長は、学長をもって充てる。
- 3 委員会は、必要に応じて各種分科会を設置することができる。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その運営に当たる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことが出来ない。
- 3 委員会は、委員以外の者（学外者を含む。）の出席を求めて意見を聞くことができる。

(評価項目)

第6条 自己点検・評価項目については別に定める。

(評価システムの構築)

第7条 委員会は、毎年、計画的に任務を遂行するため、年度ごとの評価システム（評価項目、評価方法、実施方法等）を前年度末までに構築しなければならない。

- 2 委員会は、大学の持続的発展と教育研究水準の向上を図るという観点から毎年度の評価システムの実効性と継続性を検証し、その結果を理事会に報告するものとする。

(結果の報告)

第8条 委員会は、自己点検・評価の報告書を作成し、結果を教育研究評議会、大学経営会議及び理事会に報告する。

(公表及び活用義務)

第9条 学長は、自己点検・評価の結果を公表するとともに、必要な事項について各所属長に対して改善の実施を求め、その実現を図らなければならない。

(細 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会及び大学経営会議の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

尚美学園大学 内部質保証に関する方針

令和4年4月19日
自己点検・評価委員会

尚美学園大学（以下「本学」という。）における建学の精神・教育理念、使命・目的及び教育方針等の実現に向けて、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、本方針を定める。

（基本的方針）

建学の精神・教育理念、使命・目的及び教育方針等に基づき、教育研究活動その他大学の諸活動について自ら点検・評価をしたうえで、その結果を検証して改善に結びつけることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。（以下「PDCA サイクル」という。）

（組織体制・役割）

1. 学部・学科・研究科・各部・各センター及び事務局の各部署（以下「各部署」という。）は、本方針に基づく自己点検・評価を行う。
2. 自己点検・評価委員会（以下「評価委員会」という。）はこれを取り纏め、点検・評価を行う。
3. 教育研究評議会（以下「評議会」という。）は、教育の中長期計画及び事業計画、全学的な教育編成方針、教育の質保証・質的向上等を行う。
4. 大学経営会議（以下「経営会議」という。）は、中長期計画の推進、達成状況、進捗状況等を検証する。

（手続き）

1. 学長は、自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表及び PDCA サイクルの検証に係る最高責任者として、全学的な立場から内部質保証システムの推進に責任を負う。
2. 評価委員会は、全学の自己点検・評価の実施計画を策定する。
3. 各部署は自己点検・評価を実施し、毎年評価委員会に報告書を提出する。また、評価委員会は各部署から提出された報告書をもとに、大学全体の自己点検・評価報告書を作成し、全学的な観点から点検・評価を行い、その結果を学長に報告する。
4. 自己点検・評価の結果は、学長から評議会、経営会議及び理事会に報告したうえで、自己点検・評価報告書として、専任教職員に通知するとともに、ホームページ等を通じて学外に公表する。
5. 学長は、各部署に対する改善事項をまとめ、当該部署の長に改善の実施を求める。改善への取組は翌年度の自己点検・評価報告書や事業計画に反映し、専任教職員に共有される。
6. 中長期計画に基づく事業計画の進捗状況は、各部署で点検・評価を行う。
7. 中長期計画の達成状況、進捗状況、財務状況は、経営会議で管理把握し、その結果を理事会に報告し、専任教職員に通知するとともに、ホームページ等を通じて学外に公表する。
8. 内部質保証システムは、定期的に検証し必要な改善を行う。